

療養費算定施術料金表

平成26年 4月 1日施行

公益社団法人 福岡県鍼灸マッサージ師会保険部

下記の各種保険の施術料金は同一

受療者負担割合は、被保険者・組合員・被扶養者共に原則3割

※ 未就学児童は2割、高齢者(70歳以上)は、所得などに応じて1割～3割

全国健康保険協会管掌健康保険	組管掌健康保険
公立学校共済組合：福岡支部	日本私立学校振興・共済事業団
地方職員共済組合：福岡県支部	国家公務員共済組合
福岡県医師国民健康保険組合・同薬剤師国民健康保険組合・その他国民健康保険組合	
後期高齢者医療	生活保護法
福岡市職員共済組合	原爆被爆者

【 鍼 灸 】

施 術 種 目		施 術 料 金	備 考
初検料	1術 (はり又はきゅう)	1,610円	
	2術 (はり及びきゅう)	1,660円	
施術料	1術 (はり又はきゅう)	1,270円	
	2術 (はり及びきゅう)	1,510円	
	電療料 (電気針、電気温灸器、電気光線器具)	30円加算	

【 マッサージ 】

マッサージ1局所	275円	3局所まで※1
マッサージと温電法併用	80円加算	1日1回
マッサージ、温電法、電気光線併用	110円加算	1日1回
変形徒手矯正術	565円	2肢まで ※1

※1: 本会で定めている自主規制の原則です。状況次第で例外はありえます。

【 往 療 料 】 (同意書に往療を要すの記載が必要)

2 km まで	1,800円	往療距離は、地図上の直線距離
2 km こえ - 4 km まで	800円加算	
4 km こえ - 6 km まで	1,600円加算	
6 km こえ - 16km まで	2,400円一律	

※ 16kmを超える場合は「絶対的な理由」がある場合のみ可。それ以外では全額不支給となる。

「絶対的な理由」とは、僻地などで16km未満に施術所がない場合など。

適正化のための運用の見直し(平成25年5月改定時の付記)

- ・ 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- ・ 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- ・ 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- ・ 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別(施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別)の記載欄を設ける

注記:「患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合」には、所定の窓口での患者自己負担を徴収しなかった場合が含まれます。